3.2.9 安全装置 3.2.10 車体関係	⑴　下部架台フレーム及びブラケット		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	⑵　アウトリガー	a　ビーム、ビームボックス及びフロート	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
		b　ロック及びロックピン等	
	⑶　旋回フレーム及びブラケット ⑷　旋回ベアリング及び旋回ギヤ ⑸　旋回減速機 ⑹　旋回ロック ⑺　ペダルロック及びレバーロック ⑻　キャブ（ヘッドガードを含む。） ⑼　カウンターウェイト ⑽　座席 ⑾　シートベルト ⑿　昇降設備及び滑り止め ⒀　表示板 ⒁　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⒂　計器類（油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、表示灯を含む。） ⒃　後写鏡及び反射鏡		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	⒄　給油脂		別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
3.2.11 総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。
			各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

3.3　機械式クラムシェル（クローラ式、トラック式、ホイール式）

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
3.3.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.2 動力伝達装置 3.3.3 走行装置 3.3.4 操縦装置 3.3.5 制動装置	⑴　上部旋回体	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　下部走行体（トラック式のものに限る。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　下部走行体（ホイール式のものに限る。）	別表第１の「1.6　下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.6 作業装置	⑴　ジブ	別表第１の「1.7　ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　クラムシェルバケット	①　ワイヤロープの取付け部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	①　亀裂及び損傷がないこと。
		②　損傷及び溶接部の亀裂の有無を調べる。	②　損傷及び溶接部の亀裂がないこと。
		③　ツースの摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。
		④　シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。	④　著しい摩耗がないこと。
		⑤　シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。	⑤　著しい摩耗がないこと。
		⑥　シーブのロープ外れ止めガイドの変形及び摩耗の有無並びにロープの外れの有無を調べる。	⑥　変形及び著しい摩耗並びにロープの外れがないこと。
		⑦　ロープガイドローラーの内径の損傷及び摩耗の有無を調べる。	⑦　損傷及び著しい摩耗がないこと。
		⑧　ロープ固定ソケットの変形の有無を調べる。	⑧　変形がないこと。
		⑨　タグライン用チェーン及びシャックルの損傷及び摩耗の有無を調べる。	⑨　著しい損傷及び摩耗がないこと。